

プロジェクトチームの検討テーマについて

1 検討する政策条例の題名の案

さいたま市手話言語条例

2 プロジェクトチームの設置理由

障害者権利条約や障害者基本法において手話は言語として規定されている。また、本市では、ノーマライゼーション条例に基づく障害者総合支援計画に「手話は言語である」ことを明記し各施策を推進しているところである。しかしながら、更なる手話への理解及び手話の普及を推進するため単独の理念的な条例の制定が必要と考えるため。

3 背景

【国・県等の動向】

- (1) 障害者の権利に関する条約（平成 18 年国連総会採択、平成 19 年署名）
 - ・言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。
- (2) 障害者基本法（平成 23 年改正）
 - ・言語に手話を含むことが明記された。
- (3) 鳥取県手話言語条例（平成 25 年）
 - ・全国で最初に制定された手話言語条例
- (4) 埼玉県手話言語条例資料 2（平成 28 年制定）
 - ・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。
- (5) 市町村手話言語条例モデル案資料 3（令和元年更新）
 - ・一般財団法人全日本ろうあ連盟は、手話を使う市民が、手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築することを基本理念とした条例モデル案を示している。
- (6) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年制定）
 - ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。

【政令市の手話言語条例制定状況】（令和6年11月1日現在）

札幌市・新潟市・浜松市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・熊本市の9市が制定済み。

【埼玉県内市町村の手話言語条例制定状況】資料1－2（令和6年11月1日現在）

63市町村中47市町が制定済み。（約74.6%）

【さいたま市の状況】

- (1) さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）（平成23年制定）
- (2) さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）

埼玉県内の手話言語条例制定状況

施 行 年	自治体数	自 治 体 名
平成 2 7 年	2	三芳町 富士見市
平成 2 8 年	3	朝霞市 桶川市 ふじみ野市
平成 2 9 年	4	三郷市 久喜市 熊谷市 川口市
平成 3 0 年	15	蓮田市 秩父市 行田市 本庄市 小鹿野町 横瀬町 長瀬町 皆野町 越谷市 上尾市 伊奈町 川越市 八潮市 北本市 鴻巣市
平成 3 1 年（令和元年）	5	加須市 神川町 毛呂山町 東松山市 坂戸市
令和 2 年	3	吉川市 美里町 白岡市
令和 3 年	6	戸田市 入間市 深谷市 滑川町 蕨市 草加市
令和 4 年	1	嵐山町
令和 5 年	5	上里町 狭山市 鶴ヶ島市 吉見町 宮代町
令和 6 年	3	ときがわ町 小川町 寄居町
合 計	47	

埼玉県手話言語条例

平成二十八年三月二十九日
条例第十七号

埼玉県手話言語条例をここに公布する。

埼玉県手話言語条例は、手話の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。埼玉県においては、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。しかしながら、よく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を、実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことにより、ろう者とろう者以外の者との手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者との共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵(かん)養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることと、
- 二 ろう者とう者以外の者との相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村等との連携協力)

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び地域活動団体(地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体という。)は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

(情報へのアクセス)

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

(学校における手話の普及等)

第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話による文化芸術活動の振興)

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

市町村手話言語条例モデル案

前文

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話言語に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていない。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる市（町村）を目指し、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市（町村）及び市（町村）民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に務め、全ての市（町村）民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（市（町村）の責務）

第3条 市（町村）は、基本理念にのっとり、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市(町村)民の役割)

第4条 市(町村)民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市(町村)の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第5条

市(町村)は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策

(2) 市(町村)民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

(3) 市(町村)民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策

(4) 手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策

(5) 前4号に掲げるもののほか、市(町村)長が必要と認める事項

2 市(町村)は、前項に規定する施策を推進するため、方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。

3 市(町村)は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する〇〇市(町村)手話言語施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

4 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

5 市(町村)長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(財政措置)

第6条 市(町村)は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める。

附 則

(施行期日) 1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(検討) 2 市(町村)は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

令和 6 年 11 月 22 日(金)

第 2 回手話言語条例検討プロジェクトチーム会議資料
福祉局障害福祉部障害政策課・障害福祉課

本市における手話の普及等に関する取組について

目 次

1. ノーマライゼーション条例に基づき実施している手話の普及啓発の取組

- (1) ノーマライゼーション条例において、手話の普及啓発の根拠となる条文 1
- (2) 手話の普及啓発の取組
 - ① 手話の普及啓発・聴覚障害者への理解を深める取組 2
 - ・リーフレット等の配布 2
 - ・イベントでの普及啓発 3
 - ・大宮アルディージャ「手話応援」に関する協力 3
 - ・東京 2025 デフリンピックの応援 3
 - ・その他の取組 4
 - ② 市職員への研修 6
- (3) 障害者施策の意見交換の場
 - ① 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施 7
 - ② 障害者政策委員会 7
 - ③ 障害者団体等との意見交換 7

2. 手話通訳派遣・養成等 意思疎通支援事業

- (1) 聴覚障害者の意思疎通支援のための取組
 - ① 聴覚障害者への情報提供の充実 8
 - ② 手話講習会の開催 8
 - ③ 要約筆記者養成講習会の開催 8
 - ④ 聴覚障害者相談員の設置 8

3. 埼玉県手話言語条例

- (1) 埼玉県の取組
 - ① 手話あいさつ 100%運動ポスターの掲示 9
 - ② 埼玉県手話アドバイザー派遣事業 9
 - ③ 県内で開催される手話関連イベント情報等紹介 9

1. ノーマライゼーション条例に基づき実施している手話の普及啓発の取組

(1)ノーマライゼーション条例において、手話の普及啓発の根拠となる条文

・第4条(市の責務)

市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

・第5条(市民等の責務)

市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

・第25条(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

2 市は、行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。

3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。

4 市は、災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。

(2)手話の普及啓発の取組

①手話の普及啓発・聴覚障害者への理解を深める取組

【障害者総合支援計画コード1101】(障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発)

・リーフレット等の配布

＜ノーマライゼーション条例リーフレットの配布＞

目的：児童や知的障害のある方などにも御理解いただける啓発物が必要との観点から作成したもの。令和3年度までは、ノーマライゼーション条例簡明版冊子を作成していたが、より児童に分かりやすくするため、仕様を変更。

配布部数(令和6年度)：12,440部(12,500部作成)

配布先(令和6年度)：市内小学6年生、イベント等での配布。



＜障害者に対する「差別」や「虐待」に関するパンフレットの配布＞

目的：平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、障害者差別の解消と虐待防止をするために作成したもの。

配布部数(令和5年度)：11,025部(14,500部作成)

配布先(令和5年度)：医療機関や飲食店等。



・イベントでの普及啓発

<ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施>

【障害者総合支援計画コード 1103】

- 「障害者週間」市民のつどいにおいて、さいたま市聴覚障害者協会の「手話体験コーナー」ブースを設置。
- 「障害者週間」市民のつどい及びさいたま市ノーマライゼーションカップにおいて、東京 2025 デフリンピック周知ブースを設置。

【参考(予定)】

催 事 名	日 時・場 所	内 容	来場者(R5)
「障害者週間」市民のつどい	令和6年12月7日(土) プラザノース、市民広場、 きたまちしましま公園	・ピアショップ ・パラスポーツ体験 ・障害者団体ブース ・基調講演 等	2,097 名
ノーマライゼーションカップ	令和7年2月15日(土) サイデン化学アリーナさいたま	ブラインドサッカー 親善試合	1,110 名

・大宮アルディージャ「手話応援」に関する協力

目的：毎年 NACK5 スタジアム大宮において障害のある人もない人も一緒に大宮アルディージャを手話で応援し、ノーマライゼーションの普及を図る。また、さいたま市聴覚障害者協会の「手話体験コーナー」のブースを設置している。



・東京 2025 デフリンピックの応援

2025 年 11 月 15 日から開催される「東京 2025 デフリンピック」を応援するため、さいたま市 PR キャラクターヌウ、ノーマライゼーション条例 PR キャラクターノーマくん、ライちゃんが東京 2025 デフリンピック応援隊として加入したほか、のぼり旗の作成や市内イベントで応援ブースを設置。

また、埼玉県聴覚障害者協会が「東京 2025 デフリンピック」応援手話言語メッセージリレーを YouTube による動画配信で実施しており、清水市長も発信しているほか、今後ヌウに大会エンブレムをつけて周知を行う予定。



・その他の取組

＜手話パフォーマンス甲子園の開催と結果の周知＞

全国の高校生が手話言語を使った歌唱、ダンス、演劇等のパフォーマンスを披露し、その表現力を競い合う大会で、鳥取県を開催地に毎年開催している。

※さいたま市では、本大会の開催概要や結果を市ホームページに掲載し周知をしている。なお、市内にある埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園は、今年度の大会で準優勝を受賞している。

＜「手話言語デー」に関する周知啓発＞

毎年9月23日の「手話言語の国際デー」にあわせ、世界ろう連盟は国連や世界ろう連盟のロゴの色で世界平和を表す青色のライトアップを世界各地で呼びかけており、さいたま市においても毎年、市役所市民サロン東側敷地内でブルーライトアップを実施している。

2024年「手話言語の国際デー」ライトアップ

毎年9月23日は「手話言語の国際デー」です。

この日は、2017年12月19日に国連総会で決議され、手話言語が言語と同等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進することとされています。

9月23日が選ばれた理由は、1951年に世界ろう連盟（World Federation of the Deaf: WFD）が設立された日であることに由来します。

また、1958年9月にWFDの主導のもと、イタリアのローマで、最初の世界ろう者会議が開催されたことを記念して、9月の最後の1週間は「世界ろう者週間」と定められました。

「手話言語の国際デー」や「国際ろう者週間」の期間中、記念イベントとともに、WFDのロゴの色である「世界平和」を表す青色のライトアップが世界各地で行われています。

2024
INTERNATIONAL DAY
OF SIGN LANGUAGES

2024テーマ
手話言語の権利を主張しよう！
Sign up for Sign Language Rights.

ライトアップ概要

【実施期間】 令和6年9月24日(火)～9月30日(月)
【点灯時間】 毎日18時～22時
【場 所】 さいたま市役所市民サロン東側 桜の木の下
(市役所前交差点から市役所敷地内に入った広場内)

全日本ろうあ連盟
「ろう者の権利を主張しよう」
国際デー啓発ポスター

さいたま市ろう者支援センター
「ろう者の権利を主張しよう」
国際デー啓発ポスター

さいたま市役所市民サロン
～9月23日は手話言語の
国際デーです～

＜「手話あいさつ動画」の市ホームページでの周知＞

基本的な手話のあいさつ動画を市ホームページに掲載し周知を行っている。

手話を試してみよう！

 [手話を試してみよう！\(PDF形式 5,010キロバイト\)](#) (障害者福祉ガイドブックより)
 基本的な手話を紹介しています。

さいたま市聴覚障害者協会より、手話をためてみよう！の手話動画資料を提供いただきました。(さいたま市聴覚障害者協会のYoutubeにリンクしています。)



さ こんにちは

こんにちは

(こんにちは)



さ お手伝いしましょうか

お手伝いしましょうか

(お手伝いしましょうか)



さ ありがとう

ありがとう

(ありがとう)



さ お疲れ様です

お疲れ様です

(お疲れ様です)

他にも、おはよう、こんばんは、さいたま市、電車、駅、バス、郵便、警察、場所、銀行、財布、ファックス、手話、通訳といった手話（単語）表現が動画で紹介されています。

[手話を試してみよう！！](#) | [さいたま市聴覚障害者協会 \(saitama-deaf.org\)](#) (新しいウィンドウで開きます)

＜「ノマ通信」での全庁への呼びかけ＞

目的：令和6年8月より、障害のある方の困りごとや合理的配慮、市主催のイベント等について紹介するため、全庁掲示板で「ノマ通信」を庁内向けに発行。

第1号：障害のある方への配慮足りてますか？(令和6年8月発行)

⇒合理的配慮やイベントの紹介。

第2号：障害者スポーツの世界(令和6年10月発行)

⇒全国障害者スポーツ大会やデフリンピック、障害者スポーツ教室の周知。

[illegible]

② 市職員への研修

・市職員の障害者への理解促進【障害者総合支援計画コード 1108】

「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成、平成 28 年 4 月より施行し、聴覚障害者を含めた障害者への意思疎通の配慮の具体例の紹介や、「思いやりの心」を育む研修、「幹部職員」研修を実施。

目的：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、障害者に対して障害を理由とする差別的取扱いと合理的配慮の不提供の禁止が法的義務化されたこと等を踏まえ、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得し、業務を行ううえでの気づきの心や窓口対応での気づかいの心といった「思いやりの心」を育むことを目的とする。

【参考】

研修名	日 時・場 所	内 容	参加者
「思いやりの心」を育む研修 (一般職員対象)	令和 6 年 11 月 20 日(水) ソニックシティ 小ホール	・障害者差別解消法について ・「障害のある方に対する対応の基本」について ・災害時等における知的障害・発達障害者に対する配慮・支援について ・被災地支援の体験及び医療現場から見た視覚障害者に対する配慮・支援について	406 名

・市職員に対する手話等の研修の実施【障害者総合支援計画コード 2504】

目的：手話の学習を通じて、聴覚に障害のある人に対する理解を深めるとともに、対応能力の向上を図り、人権意識の高い職員としての素養を磨くこと。

【参考】

研修名	日 程	内 容	令和 5 年度参加者
職員 手話研修	11 月～1 月にかけて、 計 3 回の実技指導と 特別講演 1 回	手話での単語、会話練習 聴覚障害者の生活や問題 等についての特別講演	88 名

(3)障害者施策の意見交換の場

①「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施【障害者総合支援計画コード4101】

障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加できる市民会議を開催。（ノーマライゼーション条例：第7条）

聴覚障害者、手話通訳者等も含めた幅広い市民に参加いただき、年3回程度意見交換を実施。

②障害者政策委員会

障害者施策の推進等について審議する機関として「さいたま市障害者政策委員会」を設置。（障害者基本法：第36条）

聴覚障害者を含めた障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者、関係行政機関の職員等20名以内の委員で構成。

③障害者団体等との意見交換

各障害者団体、親の会等からの団体要望等をヒアリングする意見交換会を定期的に実施。

「さいたま市聴覚障害者協会」との懇談会についても、例年2日間程度、福祉局だけでなく、他局の職員も出席して実施している。

2. 手話通訳派遣・養成等 意思疎通支援事業

(1) 聴覚障害者の意思疎通支援のための取組

① 聴覚障害者への情報提供の充実【障害者総合支援計画コード 3102】

- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣

(令和5年度派遣件数：手話通訳者 3,441 件、要約筆記者 292 件)

- ・夜間・休日の緊急時における手話通訳者の派遣

聴覚、音声又は言語機能障害者が夜間及び休日における緊急時に、疾病等のため医療機関への受診が必要となった場合に、手話通訳者を医療機関に派遣し、適切な意思疎通の手段を確保することを目的とするもの。

- ・手話通訳者の各区支援課への設置

【障害者総合支援計画 P126：地域生活支援事業（6）意思疎通支援事業】

区役所の開庁日週5日の内、2～4日は各区に1名配置した手話通訳者にて、手話通訳者が不在となる1～3日は、各区支援課に配置したタブレット端末を活用した遠隔手話通訳を行う。

②手話講習会の開催【障害者総合支援計画コード 2502】

手話を学ぶことによって、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的に開催。

【参考】

講習名	定員・会場数	令和5年度修了者
手話奉仕員養成講習会(入門コース)	40名、4会場	136名
手話奉仕員養成講習会(基礎コース)	35名、4会場	98名
手話通訳者養成講習会(通訳Ⅰコース)	20名、2会場	19名
手話通訳者養成講習会(通訳Ⅱコース)	20名、2会場	16名
手話通訳者養成講習会(通訳Ⅲコース)	20名、2会場	13名

③要約筆記者養成講習会の開催【障害者総合支援計画コード 2503】

聴覚障害者(難聴者・中途失聴者)の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術の習得をすることを目的に開催。

【参考】

講習名	定員・会場数	令和5年度修了者
要約筆記者養成講習会(手書き)	20名、1会場	5名
要約筆記者養成講習会(PC)	20名、1会場	5名

④聴覚障害者相談員の設置【障害者総合支援計画コード 2406】

聴覚障害のある方を聴覚障害者相談員として設置し、特に聴覚障害者の就労や通院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。

【窓口】さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課（浦和ふれあい館内）

令和5年度相談件数 293件 相談員2名

3. 埼玉県手話言語条例

《埼玉県手話言語条例に規定されていること(抜粋)》

第4条(市町村との連携協力)

県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(1)埼玉県の取組

①手話あいさつ 100%運動ポスターの掲示

手話言語への県民理解を深め、手話を使いやすい環境づくりのため、手話あいさつを広めるためにポスターを作成しており、市においても庁舎内に掲示している。



②埼玉県手話アドバイザー派遣事業

手話を広く普及し、県民1人1人が手話に対する理解を深めていくことによって、障害者の社会参加を促進し、障害のある方もない方も共に活躍できる共生社会を実現するため、市町村に対し、地域の手話普及の取組を支援するためのアドバイザーを派遣するもの。

③県内で開催される手話関連イベント情報等紹介

埼玉県ホームページにおいて、県内市町村から情報収集した手話関連イベント情報、手話講座、手話サークル等の情報を周知。

【参考】

《さいたま市の状況》 (令和6年4月1日現在)

○聴覚障害者数

身体障害者手帳所持者数(区分:聴覚・平衡機能) 3,191人

○手話通訳者数(市登録者) 手話通訳者 52人

要約筆記者 24人